別表最高裁判所の項中「事務次長　審議官」を「事務次長　審議官　デジタル審議官」に、「局長　課長」を「局長　課長　サイバーセキュリティ管理官　デジタル基盤管理官」に、「職員管理官　厚生管理官」を「職員管理官」に改め、同表高等裁判所の項中「訟廷副管理官」を「訟廷副管理官　裁判部企画官」に改め、同表地方裁判所の項中「裁判員調整官」を「裁判員調整官　裁判部企画官」に改め、同表家庭裁判所の項中「事務局次長　課長　企画官」に、「訟廷副管理官」を「訟廷副管理官　裁判部企画官」に改め、同表備考中「、厚生管理官」を削る。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部改正）

第三条　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則（平成二十年最高裁判所規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「審議官」という。」の下に「、同規則第三条の二の二第一項に規定するデジタル審議官（以下「デジタル審議官」という。）」を加える。

第十二条中「最高裁判所事務総局規則」の下に「第四条の二第一項の職、同規則」を、「第六条の二第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第十三条第一号中「、審議官」の下に「、デジタル審議官」を加える。

第十四条中「、審議官」の下に「、デジタル審議官」を加える。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則の一部改正）

第四条　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成二十一年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項第三欄第二号中「、家庭審議官」を「、デジタル審議官、家庭審議官」に改め、同表二の項第三欄第四号中「裁判員調整官」の下に「、裁判部企画官」を加える。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

省　令

○厚生労働省令第三十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月一日

厚生労働大臣　武見　敬三

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第十二条関係） 一～三百九十九　（略） 四百　ポリビニルアルコール（別名ポバール） 四百一～四百七十六　（略）	**別表第一**（第十二条関係） 一～三百九十九　（略） （新設） 四百～四百七十五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月一日

農林水産大臣　坂本　哲志

アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令（令和五年農林水産省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和七年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。	**附　則** （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。